

新規就農者・青年就農者への支援制度をご活用ください



農業を始めたい人や
農業を始めて間もない人、必見！

市では、市内で農業経営を開始しようとする人や農業経営を開始して間もない農業者に対し、給付金等の交付事業を次のとおり行っています。
申請方法等の詳細は、市農政課へお問い合わせください。

制度名	新規就農者等支援費補助金（市事業）	青年就農給付金（国事業）
補助金等の額	月額3万円(36か月を限度・1人1回限り)	1人当たり年間最大150万円(給付期間は最長5年間) ※2年目以降は前年の所得に応じて給付金額が変動
対象者	次のすべての要件に該当する人 ・市内に居住する18歳以上55歳未満の人 ・農業で生計を維持するために農業経営を開始しようとする個人または法人の代表者 ・次のいずれかに該当する人 ①新規就農志向者 農業の生産技術などの取得のために6か月以上3年以内の期間で営農実習を受け、実習終了後に市内で農業経営を開始しようとする人 ②新規就農者 市内で農業経営の基盤を取得し、農業経営を開始しようとする人 ③独立就農者 農業の経営主のもとで3年以上従事し、市内で独立して農業経営を開始しようとする人	次のすべての要件に該当する人 ・独立や自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者で、農業経営者となることに強い意欲があること ・青年等就農計画等（農業経営開始以後の目標等）に即して主体的に農業計画を行っている状態を指し、次の①または②の要件を満たしていること ①「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置付けられていること（見込みも可） ②農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・給付金額を除く所得が350万円を超えた場合は給付を停止します。
要件等	・就農計画書を提出し、審査の結果、市から新規就農者等の認定を受けることが必要です。ただし、青年等就農計画等の認定を受けていれば、この限りではありません。 ・補助対象となるのは、就農に必要な経費 例：研修費、就農の準備経費、農地や農業用施設・機械の取得費や賃借料、生産に係る経費など	独立・自営就農とは、次の要件をすべて満たすことを指します。 ①農地の所有権または利用権を給付対象者が有していること ②主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、または借りていること ③生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること ④給付対象者の農産物等の売り上げや経費の支出などの経常収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
その他	就農後5年以上継続して農業経営を行うことが必要です。就農後5年以内に廃止した場合は、補助金を全額返還いただくことになります。	・生活保護、失業手当等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できません。 ・農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等は受給できません。

※それぞれの要件に該当する場合、両方の支援制度を活用することができます。

農業を始めたい人を応援しませんか ～新規就農希望者受入支援事業補助金～

市では、新規で就農を希望する人を受け入れ、研修・雇用を行う農業法人等に対し、経費の一部を補助する支援制度を昨年新たに制定しました。

研修メニュー

- 1 米・麦・大豆・そばの栽培方法
- 2 野菜の栽培方法
- 3 果樹の栽培方法
- 4 農業機械作業技術
- 5 農業経営実務

※メニューの中から1つ以上を選択し、事前に研修メニュー計画書を市に提出してください。

対象者

新規就農希望者（18歳以上45歳未満）を受け入れて研修・雇用を行う農業法人等で、年間150日以上農業を営む次のいずれかのもの

- 1 市内の農業法人
- 2 市内の特定農業団体
- 3 市内で10年以上農業経営を行い、市長が特に認めた団体

補助金の額

研修生の受け入れをした場合

- ・1メニューにつき50,000円以内
- ・研修生1人1日当たりの日当6,500円（原則4時間以上）

研修終了後、引き続き新規就農希望者を雇用した場合

150,000円以内/月（36か月を限度）

※受け入れする新規就農希望者が、新規就農者等支援費補助金および青年就農給付金の助成を受けている場合は、同時にこの補助金を受けることができません。

就農等に関する相談窓口

- 農業技術や経営指導 : 湖北農業農村振興事務所 農産普及課 ☎65-6631
- 農業資材の斡旋、資金貸付等 : レーク伊吹農業協同組合 営農企画課 ☎63-2101
- 農地の売買・賃借 : 米原市農業委員会 ☎58-2226
- 農業施策、人・農地プラン等 : 市農政課 ☎58-2228



問 市農政課(伊吹庁舎) ☎ 58-2228 FAX 58-1719